

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2017年12月25日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)

(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

今後、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

組織再編に伴う変更

当社は全社的な組織の再編を平成30年4月1日付けで実施する予定です。この組織再編は平成28年4月より導入したカンパニー制の自律的な事業運営をこれまで以上に促進するため、各カンパニーへのさらなる機能移管をはじめ、本店組織について、戦略機能の強化と共通サービス機能の効率化・高品質化の促進を目的としています。この組織再編において、保安に関する組織に関連する事項として、現行の「資材部」を「ビジネスソリューション・広報センター」に再編し、合わせて「グループ」の長の職位名称を「グループ長」に統一します。

注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子力規制委員会の認可を受ける規定です。

以上